

「交通指導員」として活躍してみませんか？

交通指導員として地域で活動していただける方を募集しています。

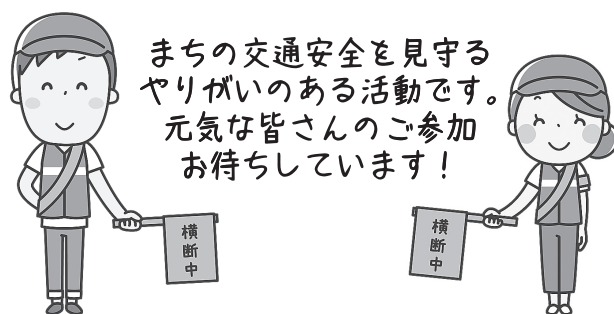
問合先 暮らし支援課 Tel.28-8012

性別や年齢は問いません。

あなたの力を地域の交通安全のために生かしてみませんか？

- 活動内容**
- ・登校路などでの児童・生徒の保護誘導
 - ・歩行者や自転車利用者に対する安全通行の指導
 - ・春夏秋冬の交通安全運動などにおける街頭啓発
 - ・地域行事やイベントなどでの交通整理

申込方法 電話でお申し込みください。



後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

■保険料の納め方は？

「年金引き去り（特別徴収）」と「納入通知書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つがあります。

令和4年度の1年間の保険料は、6月中旬に送付する「保険料額決定通知書」でお知らせします。

令和3年度中に後期高齢者医療制度に加入し、年金を受給している方の令和4年度の納め方は、加入した期間ごとに異なるため、4月以降にお送りする保険料の通知書でご確認ください。

▶年金引き去り（特別徴収）の方

令和3年度中に年金引き去りで納めた方は、原則、令和4年2月と同額を4・6・8月に引き去ります。

▶年金引き去り以外（普通徴収）の方

- ・納入通知書または口座振替で納めてください。

納入通知書でお支払い中の方は口座振替に変更できます

納付には、安心して確実な口座振替をご利用ください。納期の末日に預金口座から引き去りになります。お申し出の際には「本人の後期高齢者医療被保険者証」「預金通帳」「お届け印」が必要です。

※自分の納め方がわからないなど、保険料について不明な点がある方は、保険医療課（市役所1階）6番窓口まで気軽にお問い合わせください。

■保険料の納め忘れはありませんか

今まで年金引き去り（特別徴収）だった方でも、納入通知書によるお支払いに変更となっている場合があります。今一度、お手元に未払いの納付書が残っていないかを確認し、納め忘れのないようご注意ください。

■新型コロナウイルス感染症にかかる減免制度について、申請漏れはありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免を受けられる場合があります。

詳しくはP11をご確認ください。

申請期限：3月31日(木)

問合先 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601、保険医療課 Tel.28-8018